

令和6年第4回岐阜県議会定例会

教育警察委員会資料

(議案関係)

○議第94号

令和6年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会
関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係

○議第115号

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例について

令和6年10月7日

岐阜県警察本部

令和6年第4回岐阜県議会定例会

教育警察委員会資料

議第94号 令和6年度岐阜県一般会計補正予算（警察関係分）

- 教育警察委員会所管各目事項別明細書（補足資料）
- 第3表 債務負担行為補正

令和6年10月7日
岐阜県警察本部

令和6年度

(単位 千円 △印は減を示す)

款 項 目	事 業 の 概 要	既 定 額	補 正 額	補正後額
9 警 察 費		51,350,250	△ 18,829	51,331,421
1 警 察 管 理 費		45,839,115	△ 18,829	45,820,286
(4) 警 察 施 設 費		3,480,439	△ 18,829	3,461,610
	○警察施設費	3,480,439	△ 18,829	3,461,610
	警察署庁舎建設費	1,976,693	△ 18,829	1,957,864

第3表 債務負担行為補正

1 追加分

事 項	期 間	限 度 額
多治見警察署仮設庁舎借上げ	令和6年度から 令和8年度まで	1,800千円
多治見警察署庁舎改築工事監理委 託	令和6年度から 令和8年度まで	11,000千円

2 変更分

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
多治見警察署庁舎等改築工事	令和6年度から 令和8年度まで	578,000千円	令和6年度から 令和8年度まで	597,000千円

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年九月十九日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県使用済金属類営業に関する条例（平成二十五年岐阜県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前条第一項第六号に規定する方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱う使用済金属類に関する事項と共に」を「その事業の規模が著しく小さい場合その他の公安委員会規則で定める場合（その者が前条第一項第六号に規定する方法を用いる使用済金属類取引業者（次項において「特定使用済金属類取引業者」という。）である場合を除く。）を除き、公安委員会規則で定めるところにより」に改め、「番号」の下に「（次項において「氏名等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 特定使用済金属類取引業者は、前項の規定により氏名等を公衆の閲覧に供するときは、氏名等と共に、その取り扱う使用済金属類に関する事項を公衆の閲覧に供しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 説 明

使用済金属類取引業者に対し、ウェブサイトへの氏名等の掲載を義務付けるため、この条例を定めようとする。

岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例について

警察本部生活安全総務課

【条例改正の背景】

令和5年6月16日に公布されたデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）において、アナログ規制を定める法律が改正され、古物営業法に定める標識の掲示義務等について、令和6年4月1日から、自らが管理するウェブサイトにも掲載することが義務化されることとなった。

これにより、岐阜県使用済金属類営業に関する条例についても同様の改正を行うもの。

改正の概要

令和7年4月1日施行

条例第6条

改正前

- ・営業所に許可証を掲示
- ・ウェブサイトで取引する場合のみ、ウェブサイトへ許可情報を掲載

改正後

- ・営業所に許可証を掲示
- ・ウェブサイトにも許可情報を掲載

【適用除外（施行規則で規定）】

- ・常時使用する従業者の数が5人以下の場合
 - ・ウェブサイトを有していない場合
- ただし、ウェブサイト利用取引を行う場合は除外しない

【掲載事項】

氏名又は名称、許可を受けた公安委員会の名称及び許可証の番号

改正による効果

特定の場所（営業所）に、名称等を記載した許可証を掲示する規定に加え、ウェブサイトへの掲載も義務化することから、利用者が業者について、許可の有無等の必要な情報を確認でき、利便性の向上につながるもの